

千葉県告示第298号

都市再生特別措置法（平成14年4月5日法律第22号）第62条第1項の規定により特例道路占用区域を指定したので、同法第62条第3項の規定により告示します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部土木管理課にて、令和2年4月1日から2週間一般の縦覧に供します。

令和2年4月1日

千葉市長 熊谷俊人

- 1 特例道路占用区域及び設けることのできる施設等の種類別紙のとおり